

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成24年 1月25日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局 仙台河川国道事務所長 桜田 昌之

1. 業務概要

- 1) 業務名 気仙沼唐桑南間(鹿折地区)用地調査等業務(電子入札対象案件)
- 2) 業務内容 本業務は仙台河川国道事務所における気仙沼唐桑南間工事の用地取得等のために必要な用地調査等を行うものである。
(業務内容: 用地測量17.27ha、木造建物調査20棟他。主たる部門は土地調査部門)
- 3) 履行期間 契約締結の翌日~平成24年 8月24日
- 4) 本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り、電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。
- 5) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

1) 入札参加者に要求される資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 参加表明書の提出時において、東北地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成23・24年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記②の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
- ④ 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係のいずれかに該当する関係がないこと。

2) 参加表明書に関する要件

(1) 参加表明書の提出者に関する要件

- ① 補償コンサルタント登録

「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門及び物件部門の登録を受けていること。

②東北地方整備局管内に本社（店）、支社（店）又は営業所のいずれかを有していること（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載している本社（店）、支社（店）又は営業所の所在地による）。

③一級建築士の資格者を1名有すること。

④技術士（森林部門）又は林業技士（森林評価又は林業経営部門）の資格者を1名有すること。

⑤企業の同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成13年度以降公示日までに完了した業務（元請けとして実施した業務）の実績を有すること。同種又は類似業務の実績は、「登録規程」第2条第1項の別表に定める各部門の業務（以下「補償コンサルタント業務」という。）とし、各部門につき1件でよい。

また、1契約の業務をもって、それぞれの部門の同種又は類似業務の実績とすることは差し支えない。

a) 土地調査部門の同種又は類似業務の実績とは、以下のものをいう。

- ・同種業務：東北地方整備局管内で国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人を含む。）以下同じ。）及び地方公共団体により発注された補償コンサルタント業務で、1契約あたり15ha以上の用地測量業務（境界確認及び境界測量業務をいう）を含む土地調査部門の業務

- ・類似業務：東北地方整備局管内で国、特殊法人等及び地方公共団体により発注された補償コンサルタント業務で、同種業務以外の土地調査部門の業務

b) 物件部門の同種又は類似業務の実績とは以下のものをいう。

- ・同種業務：東北地方整備局管内で国、特殊法人等及び地方公共団体により発注された補償コンサルタント業務で、1契約あたり木造建物20棟以上の調査を含む物件部門の業務

- ・類似業務：東北地方整備局管内で国、特殊法人等及び地方公共団体により発注された補償コンサルタント業務で、同種業務以外の物件部門の業務

注）地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）をいう。

⑥実績として挙げた個々の業務成績が65点以上であること。ただし、「東北地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

⑦平成18年度から22年度末までに完了した業務のうち、東北地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く。）の平均業務成績が60点以上であること。

ただし、東北地方整備局発注業務の登録実績がない場合は、この限りではない。

(2)配置予定主任担当者に対する要件

①主たる部門（土地調査部門）の補償業務管理士又は主たる部門の実務経験が7年以上ある者であること。

②主たる部門の同種又は類似業務で、平成13年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）の実績（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）を有する者であること。

③本業務の履行期間中（契約日から業務完了までに）に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

④平成24年1月25日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が4億円未満かつ10件未満である者であること。手持ち業務とは、主任担当者又は担当技

術者となっている契約金額500万円以上の業務のうち、東日本大震災の応急復旧に拘わる緊急随意契約及び東日本大震災の影響により繰り越した業務を除く業務。

ただし、平成24年1月25日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は主任担当者の手持ち業務量が契約金額4億円未満、件数で10件未満（平成24年1月25日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあつた場合には契約金額で2億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該主任担当者を、以下のa)からd)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- a) 当該主任担当者と同等の同種又は類似業務実績（発注者から直接請け負つたもの（以下「元請け」という。）として実施した業務。）を有する者（照査技術者として従事した業務は除く。）
 - b) 当該主任担当者と同等の技術者資格を有する者
 - c) 当該主任担当者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去3年間の東北地方整備局発注（港湾空港関係を除く。）の同種業務における業務成績が73点以上である者
 - d) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者
- ⑤平成18年度から平成22年度に完了した業務について、予定主任担当者が担当（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）した東北地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く。）の同種業務又は類似業務の業務成績が60点以上の業務実績を有していること。

ただし、東北地方整備局発注の補償コンサルタント業務の実績がない場合は、この限りではない。

(3) 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、保有する技術職員の状況、同種又は類似業務の実績並びに配置予定主任担当者の資格、同種又は類似業務の実績及び手持ち業務等を勘案するものとする。

(4) 入札説明書等の入手に関する要件

参加表明書を提出しようとする者は、参加表明書提出前までに、本業務の入札説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（参加表明書提出時に掲載されている資料）について、参加表明書を提出しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムよりダウンロードしていなければならない。なお、発注者の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。

また、指名通知を受けて入札に参加する者は、入札書の提出前までに、本業務の入札説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（入札書提出時に掲載されている資料。ただし、参加表明書提出時点でダウンロードしている資料は除く）について、入札に参加する者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードしていなければならない。なお、発注者の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。

3. 入札手続き等

1) 担当部局

〒982-8566

宮城県仙台市太白区郡山五丁目6番6号

東北地方整備局 仙台河川国道事務所 経理課 契約係

電話 022-248-4131 (内線229)

2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

(1) 交付期間：平成24年 1月25日から平成24年 2月29日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後5時（ただし、平成24年 2月29日は午後4時。）まで。

(2) 交付方法：電子入札システムにより交付する。（電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」からダウンロードすること。）ただし、やむを得ない理由により上記交付方法による入手が出来ない入札参加者に対しては、発注者の指示する方法（CD-R等による貸与等）で交付するので、上記1)の担当部局へその旨申し出ること。

なお、他者が取得した説明書を譲り受け、参加表明書を提出した者が認められた場合には、東北地方整備局競争契約入札心得第5条に基づき、入札の取り止め等を措置することがある。

3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2. 1) (1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。

4) 参加表明書の提出期限及び提出場所並びに方法

(1) 提出期限：電子入札システムにより提出する場合は、平成24年 2月 2日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後5時（ただし、平成24年 2月 2日は午後4時。）まで。

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）による場合は、平成24年 2月 2日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後5時（ただし、平成24年 2月 2日は午後4時。）まで。

(2) 提出場所：持参又は郵送する場合は、上記1)に同じ。

(3) 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）によるものとし、これ以外の提出（電子媒体による提出又は電送（ファクシミリ）による提出）は無効とする。

5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 電子入札システムによる入札は、平成24年 2月28日から平成24年 2月29日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後5時（ただし、平成24年 2月29日は午後4時。）まで。

(2) 紙による持参の場合は、平成24年 2月28日から平成24年 2月29日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時から午後5時（ただし、平成24年 2月29日は午後4時。）まで。提出場所は、上記1)に同じ。

(3) 開札は、平成24年 3月 1日 午後1時30分に仙台河川国道事務所入札室にて行う。

(4) 入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、入札書を持参するものとし、郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認め

ない。

- (5) 入札に参加する者は、入札前までに、本業務の入札説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の「登録文書一覧」掲載の全ての資料（入札時に掲載されている資料。ただし、参加表明書提出時点でダウンロードしている資料は除く）について、入札に参加する者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードしていなければならない。なお、発注者の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。

4. その他

1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

2) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

4) 落札者の決定方法

- (1) 予決令第 9 8 条で準用する予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者を落札者とすることがある。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 8 5 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 8 6 条の調査及び、業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

5) 手続における交渉の有無 無

6) 契約書作成の要否 要

7) 契約書に定める事項に違反の行為が認められた場合には、厳正に措置することとする。

8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3. 1) に同じ。

9) 本案件は資料の提出、入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

10) 詳細は入札説明書による。